

個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿に係る答申（案）

1 個人情報ファイル簿について

改正個人情報保護法では、保有している個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、改正個人情報保護法第 60 条第 2 項 1 号又は 2 号に掲げるもの。）について、原則として、当該個人情報ファイルに係る一定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととされている。

この個人情報ファイル簿は、保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにしているものである。

なお、個人情報ファイル簿については、本人の数が一定の数（1,000 人）に満たない個人情報ファイルは作成・公表義務の対象外となるが、法の趣旨に反しない限り、当該一定の数の満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成・公表を行うことは妨げられないこととされている。

2 個人情報事務登録簿について

これに対し、個人情報保護条例では、個人情報を取り扱う事務について、原則として、一定の事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならないこととされており、当該個人情報事務登録簿については、審議会に報告するとともに、一般の縦覧に供されることとされている。

この個人情報事務登録簿は、県民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるようにするとともに、各実施機関はあらかじめ事務ごとの個人情報の取扱目的を明確にし、個人情報事務登録簿に示すことで、目的を超えた取扱いを制限するなど、取扱目的ごとの個人情報の適正な管理に役立てることができるようにしているものである。

なお、個人情報事務登録簿について、個人情報保護条例においては、上述の個人情報ファイル簿のような本人の数に係る限定はない。

個人情報事務登録簿が多くの方公共団体で活用されている点に鑑み、改正個人情報保護法においても、地方公共団体の機関等は、条例で定めるところにより、個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳票（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することができることとされている。

3 対応の方向性について

この点、改正個人情報保護法施行後においても、現行の個人情報保護条例における運用

と概ね同程度の範囲の事務等について、引き続き、自己の情報に関与することができるようにするとともに、県における個人情報の適正な管理に役立てることができるようにするため、現在作成・公表している個人情報事務登録簿の継続をすべきとも考えられる。

しかし、改正個人情報保護法により作成が義務付けられる個人情報ファイル簿に加え、全ての事務についてこれまでどおり個人情報事務登録簿の作成等を継続することは、事務の重複に伴う非効率性という観点から課題があり、また、個人情報の適正な管理は、必ずしも事務登録簿によらなければ行えないものではない。

ただし、改正個人情報保護法においては、個人情報保護とデータ流通の両立に必要な全国的な共通ルールの設定が目的の1つとされているところ、個人情報事務登録簿や個人情報ファイル簿等により、保有個人情報の内容及び所在を幅広く把握できるようにしておくことは、データ利活用の観点からの有用性も認められると考えられる。

そのため、必要に応じて事務の効率化を勘案した見直し等を行いつつ、条例に規定して個人情報事務登録簿の作成等を継続するか、個人情報ファイル簿をある程度法定の範囲を超えて作成することが望ましい。

それらが困難である場合には、これまで個人情報保護条例において個人情報事務登録簿の作成対象であった、本人の数1,000人未満の範囲についても、内部チェック機能等による個人情報の適正な取扱いが引き続き確保されるよう、必要な対応を行うことが適当である。